

新規学校卒業者の採用内定取消しへの対応について

雇用失業情勢が下降局面となる中で、新規学校卒業者の円滑な就職を支援するため、兵庫労働局では、大学生等からの採用内定取消し等に関する相談に対応するための特別相談窓口を本日設置した。

また、新たな採用内定取消しを未然に防止する観点から「新規学校卒業者の採用に関する指針」を一層周知するなど、下記のとおり取組を実施することとした。

記

1 特別相談窓口の設置

採用内定取消しの通知を受けた大学生等（大学、短大、高等専門学校、専修学校）からの相談に対応するための特別相談窓口を設置した。

【特別相談窓口の設置場所】

神戸公共職業安定所 『学生等職業相談窓口』（ハローワーク神戸学生職業相談コーナー）
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー12階
電話 078-351-3371

【支援の内容】

採用内定取消しを行おうとする事業主に対して、その回避等について指導を実施
就職を希望する大学生等に対して、求人情報の提供、職業紹介等を実施

2 「新規学校卒業者の採用に関する指針」の一層の周知

新規学校卒業者を採用しようとする事業主に対し、適正な募集及び採用計画を立案する等考慮すべき事項を取りまとめた「新規学校卒業者の採用に関する指針」（別添）の趣旨について、パンフレットの配付、兵庫労働局のホームページへの掲載、事業主団体への要請により、事業主に対する一層の周知を実施する。

3 大学等とハローワークの連携強化

ハローワーク等においては、大学等と緊密に連携を図り、採用内定取消しに関する情報を年度内は毎月把握するとともに、特別相談窓口に関する情報の学生への提供を行うことなどにより、円滑な就職を支援する。

4 その他

高校生については、ハローワークと学校が連携して職業紹介を行う仕組みとなっている。今のところ、学校及び事業主から採用内定取消しに関する相談等は受けていないが、今後も学校と連携を図り円滑な就職を支援する。